

お客さま各位

上田信用金庫

「当座勘定規定（一般用）」の改定について

平素は上田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、当座勘定専用の払戻請求書による当座預金からの払い戻しの取り扱いを開始します。

つきましては、下記のとおり当座勘定規定（一般用）を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改定日

2025年（令和7年）11月4日（火）

3. 改定内容

当座預金の払い戻しについて、小切手の振出のほか、当座勘定専用の払戻請求書による取り扱いを開始いたします。

※払戻請求書による取扱いは、当座預金の口座開設店舗に限ります。

※小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払<u>等</u>）</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u></p> <p><u>B 小切手を使用する方法</u></p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻を行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用して</u>ください。</p>

改定後	改定前
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙、<u>または払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 省略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) 省略</p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 省略</p>

以上